

5 財産分与に関するルールの見直し

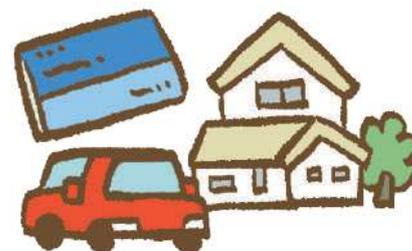
Point

- ・財産分与の請求期間が2年から5年に延長されています。
- ・財産分与において考慮すべき要素が明確化されています。
- ・財産分与に関する裁判手続の利便性が向上します。

【財産分与の請求期間】

財産分与は、夫婦が婚姻中に共に築いた財産を、離婚の際にそれぞれ分け合う制度です。財産分与は、まずは夫婦の協議によって決めますが、協議が成立しない場合は、家庭裁判所に対して財産分与の請求をすることができます。

これまで、この財産分与の請求をすることができる期間が、離婚後2年に制限されていましたが、今回の改正により、離婚後5年を経過するまで請求できるようになります（民法等改正法の施行前（令和8年3月31日以前）に離婚した夫婦が財産分与の請求をすることができる期間は、離婚後2年となりますので、御注意ください）。



【財産分与の考慮要素】

これまで民法では、財産分与に当たってどのような事情を考慮すべきかが、明確に規定されていませんでした。そこで、今回の改正では、財産分与の目的が各自の財産上の衡平を図ることであることを明らかにした上で、以下の考慮要素を例示しています。

このうち「財産の取得又は維持についての各自の寄与の程度」については、直接収入を得るための就労だけでなく、家事労働や育児の分担など様々な性質のものが含まれることから、寄与の程度は、原則として夫婦対等（2分の1ずつ）とされています。

(例示された考慮要素)

- ・婚姻中に取得又は維持した財産の額
- ・財産の取得又は維持についての各自の寄与の程度 → 原則2分の1ずつ
- ・婚姻の期間
- ・婚姻中の生活水準
- ・婚姻中の協力及び扶助の状況
- ・各自の年齢、心身の状況、職業、収入

【裁判手続の利便性向上】

財産分与に関する裁判手続では、分与の対象となる財産の種類や金額を明らかにする必要があります。そこで、今回の改正では、手続をスムーズに進めるために、家庭裁判所が、当事者に対して財産情報の開示を命じることができることとしています。